

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社増岡組

業者の住所：広島県広島市中区鶴見町4-25

2 指名停止措置期間：令和5年4月21日から令和5年7月20日まで（3か月）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

株式会社増岡組の社員は、広島県発注の県立高校改修工事の一般競争入札で、令和3年8月5日、同県の職員が予定価格を伝え、その謝礼としてスポーツ観戦チケットを渡したとして、令和5年2月22日、公契約関係競売等妨害及び贈賄の疑いで広島県警に逮捕され、同年3月15日、公契約関係競売等妨害及び贈賄の罪で起訴された。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア（競売入札妨害又は談合）に該当するため

指停止措置要領 付表第2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。ア対象区域内の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内